

志太広域事務組合新環境管理センター整備・運営事業に係る低入札価格調査取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、志太広域事務組合（以下「組合」という。）が実施する、新大井川環境管理センター整備・運営事業及び新藤枝環境管理センター整備・運営事業（以下、「新環境管理センター整備・運営事業」という。）に係る総合評価一般競争入札に関し、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10の2第2項の規定に基づく調査（以下「低入札価格調査」という。）を行う場合における手続きその他の必要な事務取扱に関する事項を定めるものとする。

(対象となる契約)

第2条 この要領の対象となる契約は、組合が総合評価一般競争入札により発注しようとする新環境管理センター整備・運営事業の建設工事請負契約（以下「工事契約」という。）及び運営委託契約（以下「委託契約」という。）とする。

(調査基準価格の算定方法)

第3条 低入札価格調査を行う場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）は、予定価格の内訳として、契約ごとに別途定められた上限金額（以下「上限金額」という。）に10分の7から10分の9までの範囲内で適宜の割合を乗じて得た額とする。

(失格判断基準の設定)

第4条 前条の規定により調査基準価格を設ける場合においては、これに併せ、契約ごとに、申込みのあった価格その他の条件を理由として当該申込みをした者の落札者としめない判断を行うための基準（以下「失格判断基準」という。）を設けるものとする。

2 前項の失格判断基準のうち、申込みのあった価格をもって失格とする場合は、入札金額のうち契約ごとの内訳額（以下「内訳額」という。）が、当該契約の「調査基準価格に10分の8を乗じて得た額（千円未満の端数切捨て）」を下回った場合とする。

(入札参加者への周知)

第5条 入札参加者には、総合評価一般競争入札については入札の公告において、調査基準価格及び失格判断基準を設けていることを周知するものとする。

(予定価格表への記載)

第6条 調査基準価格を設けたときは、当該調査基準価格を予定価格表に記載するものとする。

(落札の保留)

第7条 総合評価一般競争入札方式により落札者を決定するため、政令第167条の10の2第3項に規定する基準（以下「落札者決定基準」という。）に基づく審査の結果、工事契約及び委託契約（以下「両契約」という。）のうちどちらか一方でも調査基準価格を下回った入札をした者（以下「低価格入札者」という。）の提案が最優秀提案に選定された場合、入札執行者は入札参加者に対し、落札決定の保留及び低入札価格調査を実施する旨を宣言して入札を終了するものとする。

(価格事前調査)

第8条 前条の規定により低入札価格調査を行う場合、計画課長は、入札書に係る調査（以下「価格事前調査」という。）を行うものとする。

2 計画課長は、最優秀提案を行った低価格入札者から徴した入札書について、第4条第2項に掲げる失格判断基準に該当するものがあるかを確認する。確認の結果契約ごとの失格判断基準に1以上該当するものがあつた場合は、その者を失格として取扱う。

3 前項の規定により、最優秀提案を行った低価格入札者が両契約とも第4条第2項に掲げる失格判断基準に該当しない（以下「低入札調査対象者」という。）場合は、

計画課長は内訳額が調査基準価格を下回る契約において次条に規定する低入札価格調査を実施するものとする。

- 4 第2項の規定により、最優秀提案を行った低価格入札者が失格となった場合は、計画課長は、当該低価格入札者を除く有効な入札を行った者のうち、予定価格及び上限金額の範囲内で、落札者決定基準に基づく審査の結果、最優秀提案者の次に高い評価を得た者の入札価格の内訳額（以下、「次順位価格」という。）が、それぞれ該当する契約の調査基準価格以上の価格であるときは、当該次順位価格の入札者を落札者として決定し、入札参加者に通知するものとする。ただし、有効な入札をした者がいないときは、当該入札を不落として終了し、入札参加者に通知する。
- 5 前項に規定する場合において、次順位価格がそれぞれ該当する契約の調査基準価格をどちらか一方でも下回る入札であったときには、当該次順位価格につき前4項の規定を準用する。

（低入札価格調査）

第9条 計画課長は、前条第3項の規定により低入札調査対象者との契約にあたって、当該価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか又は公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるか否かについて、調査を行うものとする。

- 2 低入札調査対象者に対し、前項に定める調査として、新環境管理センター整備・運営事業のうち当該入札に係る事業を行うに当たって、当該入札者が予定している労務・資材等の量及びそれらの調達等に関する事項とその適否、特別な理由により市場価格より低い価格で労務・資材等を調達できることを前提とした提案内容である場合におけるその適否、並びにその他必要と認められる事項について調査を行うものとする。
- 3 低入札価格調査は、前項に掲げる事項について低入札調査対象者からの事情聴取、関係機関への照会等により行うものとする。
- 4 計画課長は、前項の調査結果及び提案書等の調査資料を総合的に勘案し、その結果を低入札価格調査結果報告書に契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか、又は公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるか否かの意見を添えて、次条に規定する低入札価格調査審査委員会に報告しなければならない。
- 5 計画課長は、必要に応じて調査を補助する職員を参加させることができるものとする。

（低入札価格調査審査委員会の設置等）

第10条 前条における調査結果及び落札者の決定に関する審査を行うため、志太広域事務組合低入札価格調査審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

- 2 審査委員会は、事務局長を委員長とし、総務課長、計画課長並びに焼津市及び藤枝市の契約検査課長を委員として構成する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。
- 4 委員長は、前条第4項の規定による報告を受けたときは、審査委員会の会議を召集するものとする。ただし、委員長が集合審査の必要がないと認めたときは、回議による審査とすることができる。
- 5 審査委員会の会議は、委員長及び委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 6 審査委員会の議事は、出席者の過半数で決するものとし、可否同数のときは、委員長の決するところによるものとする。
- 7 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員を会議に出席させることができる。
- 8 審査委員会の庶務は、計画課において処理する。

(調査結果に基づく落札者の決定等)

第 11 条 計画課長は、審査委員会の審査の結果、最優秀提案を行った低価格入札者の入札価格により各契約の内容に適合した履行がされないおそれがなく、かつ、その者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがないと認められたときは、直ちに当該低価格入札者を落札者として決定し、入札参加者に通知するものとする。

2 計画課長は、審査委員会の審査の結果、最優秀提案を行った低価格入札者の入札価格をもっては当該する契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるものであった場合、又は公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるものであった場合は、その者を失格とし、次順位価格の入札者を落札者として決定し、入札参加者に通知する。ただし、次順位価格がそれぞれ該当する契約の調査基準価格をどちらか一方でも下回るときには、落札者が決定するまで順次、第 8 条から本条までの規定の手続きを行うものとする。

3 最優秀提案を行った低価格入札者が複数ある場合は、提案内容の得点が高い順に、低入札価格調査に係る審査の順位を付す。提案内容の得点についても最も高い提案が 2 以上ある場合は、審査順位くじを行い、審査の順位を決定するものとする。前項の規定により当該審査順位者が失格となった場合は、次の審査順位者に対し、同調査を行うものとする。

4 調査の結果、落札者となる者がいないときは、有効な入札を行った者で再度の入札を開始する旨を入札参加者に通知する。ただし、有効な入札をした者がいないときは、当該入札を不落として終了し、入札参加者に通知する。

(落札者決定等の通知方法)

第 12 条 この要領に基づく入札参加者に対する落札者の決定等の通知は、書面により行うものとする。

(契約締結における条件)

第 13 条 低価格入札者が落札した場合は、次のことを契約締結の条件とする。

- (1) 工事契約の契約保証金は、請負代金額の 10 分の 3 以上とすること。
- (2) 委託契約の契約保証金は、年間委託料金額の 10 分の 3 以上とすること。
- (3) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 26 条第 1 項に規定する主任技術者又は同条第 2 項に規定する監理技術者（以下「担当技術者」という。）とは別に、担当技術者と同等以上の技術者 1 人を補助技術者として専任で現場に配置し、担当技術者を補佐し工事の品質確保に努めること。
- (4) 補助技術者には、法第 7 条第 2 号及び第 15 条第 2 項に規定する営業所専任技術者並びに法第 26 条第 3 項に規定する専任の主任技術者等を配置させることはできない。

(監督体制の強化等)

第 14 条 低価格入札者と契約締結をした場合においては、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 工事契約については、計画課長（当該工事の受託課がある場合は工事受託担当課長をいう。以下次号において同じ。）は、当該工事の施工体制の確保等に係る確認体制チェック表の写しを、工事検査担当課に提出するものとする。委託契約については、計画課長は、要求水準書に基づき業務実施体制を提出させるに当たり必要と認めるときは、受注者に対し、その内容について事情聴取その他調査を行うものとする。
- (2) 工事契約については、計画課長は、共通仕様書に基づき施工計画書を提出させるに当たり必要と認めるときは、受注者に対し、その内容について事情聴取その他調査を行うものとする。委託契約については、計画課長は、要求水準書に基づき業務報告書を提出させるに当たり必要と認めるときは、受注者に対し、その内容について事情聴取その他調査を行うものとする。

- (3) 工事契約については、当該工事の監督員は、設計図書に基づく検査等を入念に行うものとする。また、あらかじめ提出された施工体制台帳及び工程表の記載内容に沿った施工が実施されているかどうかの確認を併せて行うものとし、実際の施工が記載内容と異なるときは、その理由を受注者から詳細に聴取するものとする。委託契約については、計画課長は、モニタリング等を入念に行うものとする。
- (4) 低価格入札者との工事契約に関して、下請業者への適正な下請代金の支払い等を確認するため、必要があると認められるときは、計画課長は工事完了後に、請負業者、下請業者の双方から下請代金の支払状況について事情聴取を行う場合がある。

(適用除外)

第 15 条 志太広域事務組合低入札価格調査取扱要領については、適用しない。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成 29 年 11 月 1 日から施行する。